

取扱区分：「公開」

平成31年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成31年4月10日(水) 10時10分

於：徳山保健センター 3階 健康増進室1

平成31年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年4月10日(水) 午前10時10分～10時48分

2 場 所 徳山保健センター 3階 健康増進室1

3 会議に付した議案

議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
報告第16号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第17号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第18号	非農地証明について	10件
報告第19号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第20号	農地所有適格法人報告書の提出について	3件

4 出席委員

第1番	藤井 孝 君	第2番	田中 榮作 君
第4番	佐伯 伴章 君	第5番	秋 貞 啓子 君
第6番	徳本 勉 君	第7番	山崎 光夫 君
第8番	弘中 壽 君	第9番	岩田 実 君
第10番	藤原 典子 君	第11番	松田 孝行 君
第12番	林 俊一 君	第13番	竹安 昌巳 君
第15番	原田 雅之 君	第16番	笠井 保雄 君(職務代理者)
第17番	西田 孝美 君(会長)		

5 欠席委員

第3番 高 橋 恵 君

第14番 歳 光 時 正 君

6 関係部署

経済産業部 部長 弘 中 基 之

農 林 課 課長 中 村 光 男

農 林 課 課長補佐 藤 井 明 宏

農 林 課 係長 小 山 慎 二

農 林 課 係長 村 上 仁 美

7 事務局職員

局 長 山 本 博 彦 次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一 書 記 松 原 義 孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

年度初めのお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

【次長挨拶】・・・●●次長

続きまして、本年は経済産業部の●●●●部長と農業委員会と関係する農林課職員も来ておられます。

まずは、●●部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【部長挨拶】・・・●●部長

ありがとうございます。

部長は、ここで退席されます。

引き続き、農林課●●課長が、農林課職員の紹介と平成31年度の農林課予算の概要につきましてご説明いたします。

【課長挨拶・職員紹介・31年度予算概要説明】・・・●●課長

ありがとうございました。

農林課職員の方もここで退席となります、ありがとうございました。

それでは、総会を開催いたします。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

<p>事務局長</p>	<p>それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、第3番高橋恵委員、第14番歳光時正委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、議長よろしく願いいたします。</p> <p>開会（午前10時10分～）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは只今から、平成31年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、佐伯伴章委員さん、第12番、林俊一委員さんのご両名をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第9号を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。</p> <p>それでは、ご説明します。</p> <p>申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の518平方メートルでございます。</p> <p>権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に住んでおり、耕作が困難であるため、譲渡したいとのことで又、譲受人は、規模を拡大するため譲り受ける意向であります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ</p>

<p>議長</p> <p>第15番</p>	<p>いて、ご説明いたします。</p> <p>まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等や通作距離も80メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。</p> <p>第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。</p> <p>第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。</p> <p>第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約79アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。</p> <p>第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。</p> <p>次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を作付けされる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>第15番の●●です。議案第9号1番について補足説明いたします。</p> <p>去る、3月25日、4月2日に現地調査、4月2日に譲受人と自宅にて、4月7日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請地の現状ですが、最初3月25日に確認したときは雑草が生茂っておりました。</p> <p>譲渡人に確認したところ、利用権を設定して貸し出していたものの、水が引けず2年前ほど前から休耕しているとの事でした。その後4月2日に再度確認したところ、借主が草刈り耕運して耕作可能な状態に戻しておりました。</p> <p>譲渡人は申請地を相続したものの遠方に住んでおり耕作管理が困難なため</p>
-----------------------	---

<p>議長</p>	<p>申請地近くに住んでいる譲受人に、利用権が切れるこの際、譲り渡したいとのことでした。</p> <p>譲受人は申請地から80メートル程と近くに住んでおり農業経営にまだ余力があり申請地を取得して規模拡大を図りたいとのことでした。</p> <p>娘夫婦と同居しており、農作業にも積極的に取り組んでいる様子で、申請地取得後は畑として活用したいとのことでした。</p> <p>農機具についてはトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、軽トラ1台などを農業用倉庫にて保有しております。</p> <p>家族の協力もあり安定した営農が見込まれ特に問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第9号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2番について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の1、242平方メートルでございます。</p> <p>権利移動につきましては、譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、農業後継者もいないことから譲渡したいとのことと又、譲受人は、規模を拡大するため譲り受ける意向であります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。</p>

<p>議長</p> <p>第11番</p> <p>議長</p>	<p>まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等や通作距離も自宅から500メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。</p> <p>第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。</p> <p>第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。</p> <p>第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約205アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。</p> <p>第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。</p> <p>次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>第11番の●●です。</p> <p>この農地については、私が作っている隣の農地です。</p> <p>譲渡人から頼まれて、今回買うことにした。</p> <p>この田については、6年ほど前から今回買われる方が、利用権設定をして作っておられる田です。</p> <p>農機具の関係については、粃摺り機まで一貫して持っておられる。</p> <p>今後も作ってもらえる期待をもちまして、お会いして話をしたところです。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。</p>
---------------------------------	---

<p>事務局次長</p>	<p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第9号の2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第5条による許可申請は1議案4件でございます。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、市内に居住の会社員の方です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地へ、パネル設置面積551.20平方メートル、発電出力47.2キロワットの、太陽光パネル335枚を設置するものです。</p> <p>申請地は、日当たりも良く、太陽光発電事業を実施するための適地であり、譲渡人は、今後も水田として利用する予定もないことから、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地の位置からご説明いたします。</p> <p>申請地は、●●●支所から南東に約1.2キロメートルのところに位置しております。</p> <p>申請地の所在につきましては、周南市大字●●●●●字●●●●●959番、地目は「田」、地積は1,477平方メートルでございます。</p> <p>こちらが、分間図でございます。</p> <p>続きまして、土地利用計画図でございます。</p> <p>最後に、申請地の写真でございます。</p>
--------------	---

<p>議長</p> <p>事務局次長代読</p>	<p>次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。</p> <p>まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。</p> <p>資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資予定証明書の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。</p> <p>遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。</p> <p>行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、11月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」によりご協議をいただいております、平成31年3月14日付けで、除外の変更通知を受けております。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>●●委員は、本日欠席のため、現地調査の結果及び補足説明を預かっておりますので、事務局にて代読させていただきます。</p> <p>議案第10号1番についての補足事項、4月2日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので、報告します。尚、譲受人とは電話にて確認いたしました。</p> <p>本案件は11月に農用地区域からの除外の申し出があり、審議され変更の許可がされております。</p> <p>譲渡人は高齢で今後も耕作が困難であることから、申請地をどのようにしたらいいのかと考えていたところ、親戚である譲受人から太陽光発電の話が</p>
--------------------------	--

<p>議長</p>	<p>あり、これに同意したとのことです。</p> <p>申請地は日当たりも良く太陽光発電に適しているとのことで、書類等も完備されていますので、問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第10号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>続きまして、2番、3番についてですが、譲受人が同一で土地も近隣というところで、一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、2番及び3番については、一括してご説明いたします。</p> <p>申請人は、広島市に本店のある売電事業を行っている法人です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積4,870.40平方メートル、発電出力700.0キロワットの太陽光パネル2,940枚を設置するものです。</p> <p>申請地は、南側傾斜地であり太陽光発電に適した土地形状で、公道にも接している、譲受人は、譲渡人からの申し出により、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地の位置からご説明いたします。</p> <p>申請地2番は、●●●●支所から北に約650メートルのところに位置しております。</p> <p>申請地の所在につきましては、周南市大字●字●●●205番1、地目は「田」、地積は5,180平方メートルでございます。</p> <p>申請地3番は、同じく●●●●支所から北に約720メートルのところに</p>

位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●字●●● 206番1、地目は「田」、地積は5,479平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次が、都市計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、申請地2番は、おおむね300メートル以内に高水駅のある第3種農地に該当いたします。

また、申請地3番は、都市計画法により用途地域が第一種中高層住居専用地域に存在している、こちらも第3種農地と判定いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金残高証明書の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、法定外公共物占用等許可申請、開発行為でない旨の届出が提出されています。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番の●●です。

議長

第16番

第2番について、去る4月1日現地調査した事を報告致します。

なお、申請人とは、電話にて意思確認しました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、地目「田」で面積5,180平方メートル、現況は、雑草が生えていました。

譲渡人は、長年耕作していましたが、高齢となり後継者もなく、又、農地への進入路も狭く農業機械も入らず、特にこの地域は、水理が悪く夏場は水が無く、条件が悪く農地としての譲渡が難しく、休耕地とすると周囲に迷惑をかけると思っている時、たまたま譲受人が太陽光発電事業用地を探していて、交渉の結果、譲渡条件が合ったため、譲渡することとした。

譲受人は、太陽光発電事業を行う土地を探していたところ、今回の申請地が発電事業に適した土地で取得条件が良かったため、譲受けることとした。

申請地の周辺も休耕地、耕作放棄地が多く、近隣の住居や農地に対しての影響もなく、添付書類も一通り揃っていて問題ないと思われれます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

引続き第3番について、去る4月1日現地調査した事を報告致します。

なお、申請人とは、電話にて意思確認しました。

申請地の位置、申請内容についても、先程の事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、第2番の申請地と隣接した農地で、地目「田」で面積5,479平方メートル、現況は、雑草が生えていました。

譲渡人も第2番同様、高齢で後継者もなく、長年耕作してきたが、体力的に最近では年数回草を刈る程度とのこと、譲渡先を探してこの度第2番と同様、太陽光発電事業者へ譲渡することとしたとのこと。

周辺の住居、農地へ与える影響もなく、添付書類も一通り揃っていて問題ないと思われれます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

議長

事務局次長	<p>只今の2番及び3番の案件につきまして、一括して質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第10号2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号3番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>許可申請の4番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人は、市内に在住の個人の方です。</p> <p>太陽光発電事業を行うために申請地を地上権設定し、パネル設置面積530.06平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル324枚を設置するものです。</p> <p>申請地は、日当たりも良く、公道にも接していることから管理も容易であり、譲渡人は、高齢で農業を行う予定も無く、農作業も困難であることから、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地の位置からご説明いたします。</p> <p>申請地は、●●●●支所から南東に約670メートルのところに位置しております。</p> <p>申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●255番1、地目は「田」、地積は1,445平方メートルでございます。</p> <p>こちらが、地籍図でございます。</p> <p>続きまして、土地利用計画図でございます。</p>
-------	---

<p>議長</p> <p>第15番</p>	<p>最後に、申請地の写真でございます。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。</p> <p>まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。</p> <p>資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。</p> <p>遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。</p> <p>行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>第15番の●●です。議案第10号4番について補足説明いたします。</p> <p>去る4月2日に現地確認及び、貸付人と自宅にて、また借受人と電話で意思確認いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請地は現在、自己保全管理で草刈されておりました。</p> <p>一部野菜と花が植えられていました。</p> <p>県道路沿いで私も良く通るのですが、いつもよく草刈りがされているのを日ごろから見えています。</p> <p>ただ、長い間耕作はされておらず、交通量の多い道路に面しているため、農業機械の出入りは難しい印象でした。</p>
-----------------------	---

一時、●●●●が苗木の栽培をしていた時期もあったとのことですが、ごく一部畑として利用しているもののほぼ草刈りのみの管理をしてきたとのことでした。

貸付人は、高齢となって草刈りも困難となってきており、農業後継者もおらず、今回の申出に応じるとの事でした。

借受人は個人で太陽光発電事業に参入を考えていたところ、日当たり良好で発電効果を十分に発揮でき、電力会社との接続も容易な申請地が最適と考え借り受けることにしたとのことでした。

事業計画にあたり、県内でも実績のある業者を選定し、フェンス、防草シートを取り付け、年二回程度は草刈り等管理を行い、申請地周辺へ最大の配慮をして迷惑をかけないように心掛けるとのことでした。

貸付人は意思確認の中で、今後管理ができなくなっていくことを考えると土地が有効に活用されることが良かったと考えておられる様子でした。

申請地周辺は、道路、住宅、太陽光発電設備で、周辺農地に与える影響はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

議長

<p>事務局長</p>	<p>報告第16号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。</p> <p>内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第16号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第17号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の4ページ及び5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第17号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明します。</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。</p> <p>内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第17号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第18号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の6ページ及び7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第18号「非農地証明について」をご説明いたします。</p> <p>登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目</p>

<p>議長</p>	<p>の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。</p> <p>今回は10件ございました。</p> <p>内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第18号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>報告第19号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。</p> <p>自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合、面積の制限はなく、また2アール未満の農地を自己用の農業用倉庫等に転用する場合、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものでございます。</p> <p>今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第19号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第20号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>報告第20号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いた</p>

議長	<p>します。</p> <p>農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。</p> <p>今回は3件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりますので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成31年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会（午前10時48分）</p>
----	---

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成31年4月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 林 俊 一